

釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定書

釧路市連合町内会（以下「甲」という。）及び釧路市（以下「乙」という。）は、これまで積み重ねてきた協力関係を礎として、社会情勢及び地域社会の変化に対応した更なる連携強化を図るとともに、市民主体のまちづくりの推進を目的とする甲及び乙の協働による取組を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携強化並びに市民主体のまちづくりの推進を目的とする甲及び乙の協働による取組に関する基本的事項を定めるものとする。

（連携強化）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる基本原則に基づき、連携強化を図るものとする。

- (1) 地域課題を共有し、その解決に向けて、連携して取り組むこと。
- (2) 市民主体のまちづくりを推進するため、それぞれの役割を相互に理解し、対等な協力関係に基づいて、甲及び乙の協働による取組を行うこと。

（協働による取組）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、目的及び効果を明確にして、甲及び乙の協働による取組を行うものとする。

- (1) 地域における防犯及び交通安全活動の推進に関すること。
- (2) 地域における防災活動の推進に関すること。
- (3) 地域における青少年健全育成活動の推進に関すること。
- (4) 地域における環境美化活動の推進に関すること。
- (5) 地域における健康づくり及び福祉の増進を図る活動の推進に関すること。
- (6) 地域における情報共有及び交流事業の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域住民の安全・安心及び快適な生活のための活動等の推進に関すること。

2 甲及び乙は、前項の取組を行うに当たっては、町内会の役割及び活動を広く市民に周知するとともに、町内会への加入促進に取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項に規定するもののほか、町内会への加入促進のための支援体制の充実に努めるものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、甲及び乙の協働による取組において、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域課題の解決及び地域の活性化に向けた各地域の町内会の自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進めること。
- (2) 各地域の町内会の意見等を踏まえ、市域全体での町内会加入促進等、町内会の活性化に向けた取組を進めること。
- (3) 乙が推進する地域関係施策について、乙からの求めに応じ、事業の企画・立案・実施・評価の各段階への参画その他の必要な協力を行うこと。
- (4) 地域の意見等を集約し、乙に対し必要な提言を行うこと。

(乙の役割)

第5条 乙は、甲及び乙の協働による取組において、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域課題の解決及び地域の活性化に向けた各地域の町内会の自主的・自立的な活動に対する積極的な支援を行い、及び当該活動に必要な環境の整備を図ること。
- (2) 甲が実施する市域全体での町内会加入促進等、町内会の活性化に向けた取組に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) 乙が推進する地域関係施策について、町内会が事業の企画・立案・実施・評価の各段階に参画できるような環境づくりを行うこと。
- (4) 地域課題の解決及び地域の活性化に関し、甲から提言のあった内容を乙が推進する地域関係施策に反映するよう努めること。

(定期的な情報交換及び協議)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的に情報交換又は協議を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙の協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月26日

釧路市幸町3丁目3番地

甲 釧路市連合町内会

会 長

西村 毅



釧路市黒金町7丁目5番地

乙 釧 路 市

釧路市長

坂名 下 也

